

# **Ch.7 The Neuroscience of Free Will**

**Neil Levy, *Neuroethics*, pp.222-257**

はじめに pp.222~225

## 自由意志と道徳的責任の問題

- ・神経科学や心の科学

- 自由意志・責任に新たな光を当ててるのか？

- ・科学者によくある主張：

- (決定論を前提として)自由意志・道徳的責任は幻想に過ぎない

- ・この主張は哲学者を苛立たせる：

- 「決定論／自由は両立するのだろうか」という問いが無視されている

- ・両立説による非両立説批判：

- (1) 「原因をもつこと」と「外的強制・制御」を混同？

- (2) 非決定論と自由意志は両立しがたい

- (量子力学も助けにならない)

# はじめに

- ・非両立説の応答:

  - 欲求(内的原因)を外部から操作→自由なし

- ・操作と因果を区別すべきでは？

  - ここで非両立説は、決定論と自由のどちらを採るかで分かれる

- ・いずれにせよ、本章でこの問題の決着は論じない

- 本章の論点:

  - ・ (1) ふるまいは無意識のうちに引き起こされている
  - ・ →自由に対するグローバルな挑戦
  - ・ (2) 脳科学は個人間の相違を明らかにする
  - ・ →責任の担い手

## 意識と自由 pp.225-226

### ▶ 脳科学・心の科学の最近の知見

- → 意識は意思決定と行為において
- 直接的な役割をもたない(非意識説)
- ↓
- 両立説/非両立説の両者が前提している自由意志観と衝突する
- → 決定論とは独立の、自由意志に対する挑戦

### ▶ 以下の流れ:

- (1) Libet と Wegner
- (2) 哲学者の応答: 実験は非意識説を確立するものではない
- (3) Levyの応答: 非意識説が正しいとしても自由と責任は可能であり、  
その根拠は心の科学から引き出される

# 誰が決定しているのかpp.226-231

## ▶ ・リベットの実験:

- ▶ 被験者→曲げたいときに手首を曲げる。
- ▶ 特殊な時計を見て、曲げようと意志した時刻を報告
- ▶ 実験者→被験者の脳内の準備電位を記録

▶ 結果: 準備電位は意志よりも平均400ms早く発生

▶ → 意志は行為の後に意識される



▶ 意志の意識は行為を引き起こすには遅すぎる



▶ よって、行為者が意識的に意思決定するのではなく、

▶ 行為者の意識に対して意思決定が事後的に伝えられる



▶ 行為者が意識的にコントロールできないならば、

▶ 意思決定に対して責任は帰属できない

# 誰が決定しているのか

## ▶ ・哲学者の応答：

### ▶ フラナガン：

- ▶ 重要で目立つ全体像→意識的に決定
- ▶ 行為の詳細→サブパーソナルなメカニズムに委ねられる

### ▶ ダブル：

- ▶ 非意識説のもとでも、遠位的原因や遠位的影響の余地が残るゆえ、
- ▶ 両立説・非両立説に抵触しない

### ▶ メレ：

- ▶ 主権的報告は意志ではなく欲求を報告しているのではないか
- ▶ つまり、非意識説は意思決定に関わるとはいえない

### ▶ ハガード：

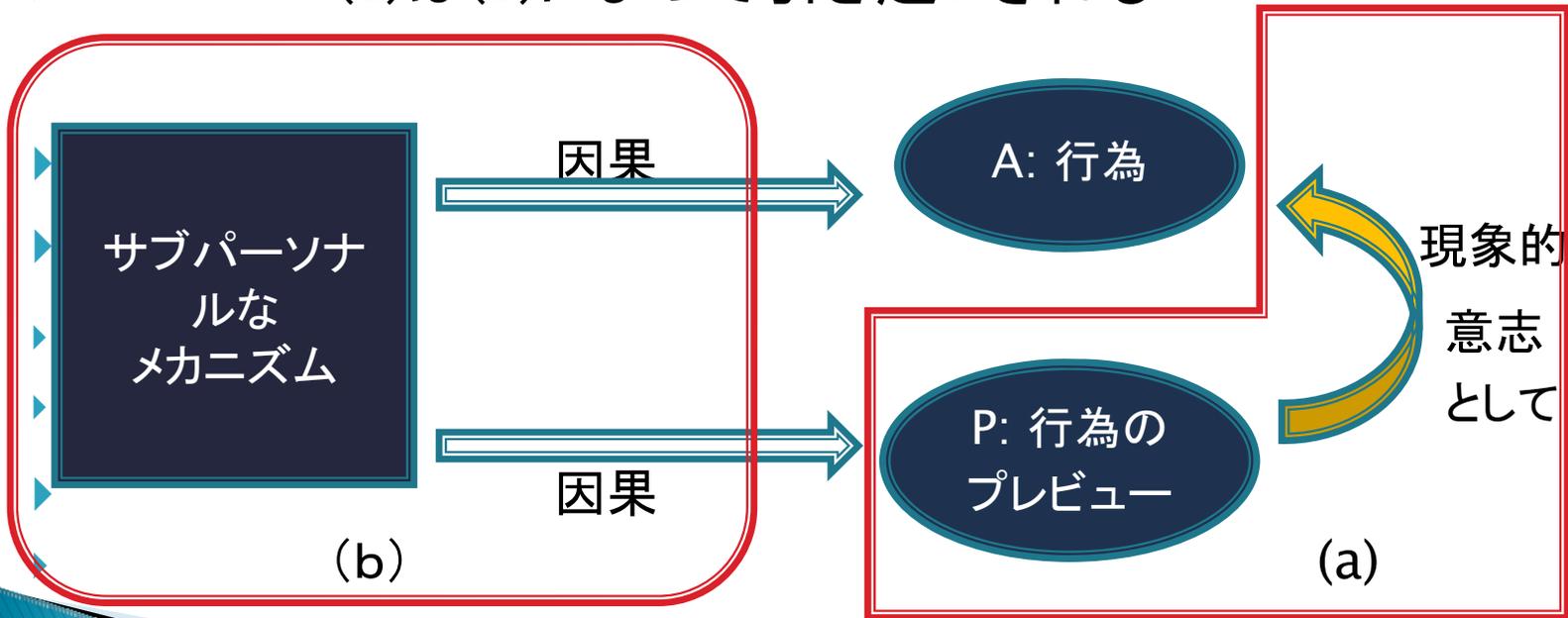
- ▶ 行為の原因が意識的でないとしても、行為の詳細な決定は意識的

### ▶ デネット：

- ▶ さまざまなものが同時に意識に入り込むような一時点などない
- ▶ つまり、意識は時間的な拡がりをもつ（デカルト劇場の拒否）

# 誰が決定しているのか

- ▶ ・ウェグナーの擬似因果説：
  - (a)現象的意志＝意志の経験
  - (b)経験的意志＝現実の因果メカニズム
- ▶ (a)を(b)と誤って捉えている→意識的な意志は幻想
- ▶ (a)は(b)によって引き起こされる



## 誰が決定しているのか

### ▶ この錯覚は、三つの条件が満たされる必要あり

- (i) PはAに先行する
- (ii) PはAと整合的
- (iii) P以外の原因は意識されない(独占性)

### ○ 証拠: 二重の分離

- (1) 現象的意志があっても行為ではない

I-Spy実験: 被験者を鏡の前に座らせ、脇の下から別人の腕を出して動かす

→ あたかも自分が腕を動かしているように感じる

- (2) 現象的意志なしでも行為者性あり

自動症・コックリさん:

別の原因があると思っている(独占性に抵触)と現象的意志は成立しない

→ 二重分離への反論: 正常な場合に対する含意などないのではないか

cf. 知覚の場合も同様の議論ができる(錯覚論法)

## 誰が決定しているのか

### ▶ レヴィの診断:

- ・両陣営が共有する考え方

- 責任が可能であるためには、意識が意思決定の原因で  
な

- なければならない

- ・リベットらはこの条件が満たされないことを主張し、哲学者はその議論を有効ではないと批判する
- → どちらもその前提が誤っている
- ・レヴィ: 意識は意思決定の原因ではない
- (制約が満たされなくとも責任は可能)

## 意識と責任 pp.231-239

- ▶ ・責任にとって意識が必要であることの確認:
- ▶ 犯意 mens rea:
  - →意識的に行為をなしたのであれば責任は帰属できない
  - cf. パークスの事例(夢遊病での殺人は無罪)
    - 意識の有無が問題なのは明らか
    - →しかし、なぜ意識の有無が問題になるのかは明らかでない
- ▶ ・リベット・ウェグナーの議論
- ▶ 意識は意思決定に遅れる
- ▶ →行為者は行為をコントロールしていない
- ▶ →よって責任は帰属できない
- ▶ そして、この「意識の遅延」がコントロールの欠如を示すと考える  
→その二つの論証

# 意識と責任

- 論証1: 意識(現象)的意志は幻想
- → (コントロールの主体である)自己の解体
  - ・ しかしウェグナーの議論からは、自己=自己についての経験ということはいえないゆえ、この主張は成り立たない
  - ・
  - ・ 自己 = **状態(行為者の欲求・信念)+メカニズム**
    - ↓
    - ・ 行為
  - ・ 「**行為者の**欲求・信念が行為を引き起こす」ゆえ、
  - ・ 行為者が行為をコントロールしていると見なせる(デネット)

## 意識と責任

- 論証2: **コントロールの主体**ではなく**コントロールそのもの**について



- 欲求+信念 → 行為
- この因果関係は、行為者の能動的コントロールではなく受動的

- 自由で能動的なコントロール
- → 能動的な因果的力能が必要
- (これが意思決定のプロセスに介在しなければならない)

- **意思決定に介在する能動的な因果的力能としての意識**
- **(意思決定の制約)**

リベラらはこの制約を否定、レヴィは制約が自由を縮小するゆえ不要と論じる

# 意識と責任

## ▶ 熟慮について: weigh/weight の区別

{ weigh: 理由がすでにもっている重みをもとにした比較考量  
weight: 理由を重み付ける

- 熟慮においては、行為者はweightではなくweighに従事している
  - weight:理由を重み付けることで意思決定
  - →新たな重みは恣意的であり、その重み付けを合理的に説明できない
  - ↓
  - 自由ではない
- よって、weightは自由を縮小する

# 意識と責任

- ▶ 自由な意思決定→重み付けの**能動的な力**は不要
- ▶ (重みを計る受動的な力が必要)
- ▶ ↓
- ▶ 意識が事後的に意思決定について知るという事実は脅威ではない
- ▶ 意識的であることよりも、合理的に決定がなされることの方が重要
  
- ▶ 反論
- ▶ (1) 意志の弱さはどうなるか？
- ▶ (2) 理由の重みは決定を因果的に決定するのではなく、誘導する
- ▶ (意識に伝えられた後で、もとの重みを変える)と考えてはいけな  
か？

# 意識と責任

- ▶ 反論(1)に対して:
- ▶ 意志の弱さ
- ▶ →既存の重みによらないゆえに、これだけが自由な行為ということに
- ▶ なるが、これは奇妙
  
- ▶ 「理由」の二義
- ▶ (i) 理由の既存の重みを無視した決定(狭義)
- ▶ (ii) 行為は常に理由によって引き起こされる(広義)
- ▶ (ii)では、理由が意思決定に対して因果的力能を行使している
- ▶ →意志の弱さでは、行為は広義の理由によって引き起こされる
- ▶ (狭義ではない): 反論(1)はこの点を看過している
- ▶

# 意識と責任

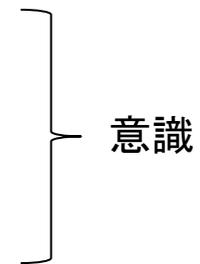
- ▶ 反論(2)に対して:
- ▶ 意思決定は、理由がもつ既存の重みに対する受動的な反応
- ▶ → 熟慮においてweighをしたりしなかったりできる(コントロール)
  
- ▶ リベット&ウェグナー:
- ▶ 意思決定は、能動的な因果的力能としての意識がなすものではない
- ▶ → これは正しい
- ▶ 意思決定そのものがコントロール・システム(またはその部分)ゆえ、
- ▶ 自身をコントロールすることは不可能(可能だとすれば無限後退)

# 意思決定の制約なき責任pp.239-243

- 意思決定に介在する能動的な因果的力能としての意識
- (意思決定の制約)
- ▶ → この制約は満たされなくてもよい
- ▶ 意識: 行為を眺めるのみ
- ▶ ↓
- ▶ 行為が行為者や行為の目的を反映している点が重要
- ▶ ・作業領域としての意識
- ▶ → 脳の各部分が相互にコミュニケーションし情報をやりとりする場
- ▶ 意識された情報は、行動の原因であるサブパーソナルな
- ▶ メカニズムによって利用可能
- ▶ subメカニズムは意識や他のメカニズムなしでもうまくやっけていける
- ▶ しかし意識がないと責任は帰属できない

# 意思決定の制約なき責任

- ▶ ・意識的な熟慮：
    - ▶ サブパーソナルなメカニズムが引き起こす意思決定の質を改善する
    - ▶
      - 熟慮は、意思決定のメカニズムを(よって情報を)相互に接触させる
      - ↓
      - 行為者本人にもその情報が伝えられる(意識される)
      - ↓
      - 情報が選別され、適切な情報が適切なメカニズムへと送られる
      - ↓
      - 行為者の価値がいつそう行為に反映される
      - ↓
      - メカニズムが情報に基づき意思決定を引き起こす
- 意識的でなくてもよい





## 神経科学の教訓pp.243-246

- ▶ これまでの目的：神経科学の脅威を取り除く
- ▶ ↓
- ▶ 以下は、神経科学からより積極的な教訓を取り出す  
(道徳・法の非難や責任実践に対する教訓)
  
- ▶ 神経科学の進展
- ▶ → 脳の異常ゆえに帰責のための条件が満たされず
- ▶ 刑が軽減される場合が増えると思込まれる

# 神経科学の教訓

## ・ガザニガ・モース

→神経科学は責任実践に対しインパクトをもたない

- 〔 ガザニガ：責任と神経科学は独立した領域
  - 〔 モース：異常な因果関係を弁明に用いる因果関係と混同
- しかし、いずれも誤り(レヴィ)

## ・責任帰属・弁解の論理

弁明条件：強制・衝動・無知など

→ 邪悪な意志なき行為ゆえ、咎めるのは公正でない  
ここには道徳についての事実が反映されている

→正当化・弁明は発明されるのではなく発見される  
行為者の弁識とコントロール

# 神経科学の教訓

## ▶ ・法における責任帰属

マクノートン・ルール(英, 1943)

精神異常の抗弁は、精神疾患のために**行為の正邪を知らない**

理性状態であるとの証明が必要

→ 弁識能力cognitiveテスト

抵抗不能の衝動テスト(アメリカ, 1929)

精神異常の抗弁は、弁識能力に加え、行為をコントロールする意

思力will power, volitionが欠けているとの証明が必要

▶ → 制御能力volitionalテスト

# 神経科学の教訓

## ・モース

異常な原因 ≠ 弁明に利用できる原因

ゆえに、異常であれば弁明できるというわけではない

（異常が合理性の欠如をもたらしてはじめて弁明になる）

→ レヴィによる批判:

弁明できるような異常などないと考える点が誤り



神経科学が提供する知見

# 神経科学と弁識テストpp.246-250

- 悪い行為 [ 道徳的→ 本質的に有害
- 規約的→ 規則に依存
- → 道徳的知識を得ることで、子どもの時期に区別できるようになる
- ↓
- よって、この知識が欠如していれば弁明可能
  
- サイコパス(反社会性人格障害)
- →精神病ではなく精神病質:
- 社会生活は営めるが、性格の異常が認められる
- 一般に、狂人madではなく悪人badだと見なされる
- しかし、道徳的/規約的の区別に難あり(すべてを規約的と捉える)
- →感情機能を司る小脳扁桃体の障害:
- 犯罪行為の軽重についての知識を持たない
- → 十全な責任は問えない

# 神経科学と自発性テストpp.250-254

- ▶ 制御能力を欠く人

- ▶ →同じく、十全な責任を問われない

- 

精神疾患として:衝動を抑えることのできない人

- ex. トウレット症候群(多発性の運動・音声チック)

複雑なチックをもつ患者:

- 強い衝動を抑えようとするが、我慢できず自発的にチック(行為)をする

- これは当の状況では不適切な行為の場合あり→自責に駆られる

- ▶

↓

- ▶ しかし、これは責任を問うべき行為ではない

自己制御の容量が制御を繰り返すことで消耗する(ego-depletion仮説)

トウレット患者はその容量が少ないゆえ、衝動を制御できなくなる